



空き家活用マッチング 支援事業がスタート



国住宅政策課 ☎0422-29-9704

空き家の活用促進や維持管理問題の改善、地域の課題解決に資する活動の創出を目的に、空き家の活用に関心がある所有者と、空き家を活用して地域のために活動したい人とをマッチングする事業を開始しました。アドバイザーが必要に応じて助言・協力することで、円滑なマッチングを支援していきます。
※同事業を利用して空き家を活用する方は、改修等補助金(上限50万円)が活用できる場合があります。

相談窓口

申(株)まちづくり三鷹 ☎0422-40-9669 ・ ✉akiya@mitaka.ne.jpへ

関連セミナー

◆やりたいことを「空き家」で実現。 一思いをカタチにする場としての空き家活用

空き家の活用に関心がある方を対象にしたセミナーです。

日 12月6日(金)午後3時～4時30分

所 三鷹産業プラザ

講 (一社)ENGAWA代表理事で(株)石塚計画
デザイン事務所の若島慎兵さん

申(株)まちづくり三鷹 HPへ

問同社 ☎0422-40-9669



住んでいないご自宅・ご実家のお悩み無料相談会

日 11月26日(火)・28日(木)午前9時30分～午後3時 市役所1階市民ホール
申当日会場へ 問同課 ☎0422-29-9704

消費者活動センターの催し



国消費者活動センター運営協議会 所問同センター ☎0422-43-7874

第39回「みたか消費者まつり」

日 11月30日(土)午前10時～午後3時

プログラム

①ベターホームさんによる「アジの捌き方教室」

日 午前11時～午後1時 人 市民16人

講 ベターホーム協会の皆さん

②東京土建による「包丁研ぎ」

日 午後2時まで 料 1本200円

③生活用品活用市 在庫処分

日 午後2時まで

④医療生協三鷹による「脳トレゲーム」

⑤講習会「リース作り」 人 10人

⑥ごみ対策課による「ごみ分別Q&A」

⑦おもちゃの病院



申 ①11月5日(火)午前9時から同運営協議会 ☎0422-41-0510へ、
②～⑦当日会場へ(①⑤先着制)

みたかおもちゃの病院

ご家庭にある大切なおもちゃを修理します。おもちゃは、原則としていったんお預り(入院)し、次の開催日にお渡し(退院)します。

日 11月6・20日の水曜日午後1時～3時 申当日会場へ

消費者相談窓口から 457

問同窓口 ☎0422-47-9042

高齢者がターゲット！屋根の点検商法トラブルが増えています

相談事例 1

「近くで工事をしている」とあいさつに来た業者から「お宅の屋根瓦がずれているようだ」と言われ、無料点検を依頼したところ「このままでは雨漏りする」と修理を勧められたので、60万円で屋根工事の契約をした。工事開始後「屋根裏がかびだらけなので、かび取りと防腐剤塗布、換気口の設置が必要」と言われ、さらに200万円の契約を勧誘されて困っている。(80代・男性)

相談事例 2

高齢で認知症の兆候があるひとり暮らしの母の様子を見に行くと、屋根裏の防腐剤塗布と調湿剤を置く工事の契約書が見つかった。屋根裏に工事をした形跡はなく、母はよく覚えていないと話している。しかし、事業者には、すでに150万円を支払っているようだ。払った代金を取り返せないか。(60代・女性)

アドバイス

「近くで工事をしている」「無料で屋根の点検をする」と突然訪問してきた業者に「屋根がだめになる」「すぐに工事が必要」など不安をあおられて、高額な契約をしてしまう点検商法の被害が年々増加しています。突然訪問してきた業者は家の中に入れず、点検を断りましょう。

自宅の老朽化などで工事が必要と考えている場合には、複数の業者から見積もりを取り、工事内容や金額を比較してから契約しましょう。本人だけでなく、ご家族や周囲の方々にも悪質な業者の手口を知っていただき、日ごろからの見守りを大切にすることがトラブル防止につながります。

屋根の点検商法は特定商取引法の訪問販売に該当する 경우가多く、法定書面受領日から8日以内であればクーリングオフができます。また、契約の大切な部分について事実と違うことを告げられたことにより、誤認して契約を申し込んだ場合には契約を取り消せる可能性もあります。望んでいない契約をしてしまったときは、すぐに消費者相談室または消費者ホットライン ☎188にご相談ください。

一人で悩まずご相談ください

問企画経営課 ☎0422-29-9032、子育て支援課 ☎0422-45-1151 (内線2754)

11月12日(火)～25日(月)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。市では、専門の相談員が相談を受け付けています。

●こころの相談室

日 人 在学・在勤を含む①女性市民＝毎週木・土曜日午後1時～5時(祝日を除く)、
②男性市民＝毎月第3水曜日午後5時～8時(祝日を除く)、いずれも1回50分まで
所 女性相談室(下連雀3-30-12中央通りタウンプラザ4階) 日 事前に相談・情報課
☎0422-44-6600へ

●こころの相談ダイヤル

☎0422-29-9864(相談員直通)
日 毎月第2火曜日午後1時～4時、第4火曜日午後5時～8時(祝日を除く。1回30分まで) 人 在学・在勤を含む市民

●三鷹市男女平等参画相談員によるセクハラ・マタハラ・DVなどの相談

人 在学・在勤を含む市民 日 直接または電話で相談・情報課(市役所2階) ☎0422-44-6600へ

●女性相談支援員・母子父子自立支援員によるDVや夫婦の問題などの相談

日 平日午前9時～午後5時 日 子育て支援課 ☎0422-45-1151 (内線2754)へ

●子ども家庭支援センターりぼん

☎0422-40-5925
人 18歳未満の児童、保護者

●総合保健センター 電話健康相談

●成人保健相談 ☎0422-24-8207
●母子保健相談 ☎0422-46-3254

●東京都配偶者暴力相談支援センター

●東京ウィメンズプラザ ☎03-5467-1721
日 午前9時～午後9時(年末年始を除く)

●全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間(法務省)

☎0570-070-810
日 11月13日(水)～19日(火)午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)

